

## 津島市建設工事指名競争入札参加者選定要領

(趣旨)

第1条 この要領は、津島市の発注する建設工事の指名競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）の選定方法を定めるものとする。

(工事別等級工事発注額)

第2条 津島市の建設工事における工事別等級別工事発注額は、別表第1のとおりとする。

(入札参加者の選定)

第3条 建設工事への入札参加者の選定は、別に定める津島市建設工事競争入札参加者格付要領第3条に基づき建設工事入札参加者格付名簿に登載された者のうち、前条に基づく工事別等級別工事発注額に対応する工事別の等級に格付けされた者から行うものとする。ただし、上水道に関する工事については、前段の規定にかかわらず、管工事又は水道施設工事の入札参加資格を有する者から選定するものとする。

2 前項の入札参加者の選定にあたっては、別表第2に留意しなければならない。

(入札参加者選定の特例)

第4条 格付けされた者が津島市に営業所を有する場合その他特別の事情があると認められる場合は、前条第1項の規定にかかわらず、当該者の等級の上位等級から直近下位等級の範囲まで、選定できるものとする。

(入札参加者の選定数)

第5条 入札参加者の選定数は、別表第1のとおりとする。

(災害復旧工事等)

第6条 災害復旧工事等で、緊急又は短期間で完了する必要がある工事、特定の機械又は技術を必要とする工事、その他特に必要があると認める工事は、前条の規定にかかわらず入札参加者を選定することができる。

(指名業者審査委員会)

第7条 入札参加者を津島市入札指名業者審査委員会において選定する必要がある者については、工事入札を担当する課長は、指名業者選定原案を入札指名業者審査委員会に提出するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成12年4月1日から施行する。

(津島市指名競争入札資格等の資格審査及び指名業者選定事務取扱要領の廃止)

2 津島市指名競争入札資格等の資格審査及び指名業者選定事務取扱要領（昭和 51

年7月15日制定)は、廃止する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年5月14日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年5月28日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1（第2条、第5条関係）

工事別等級別工事発注額及び入札参加者数

土 木 工 事		
等級の格付	設 計 額	参加者数
A	5,000万円以上	7者以上
B	1,000万円以上 5,000万円未満	
C	300万円以上 1,000万円未満	6者以上
D	300万円未満	5者以上

建 築 工 事		
等級の格付	設 計 額	参加者数
A	3,000万円以上	7者以上
B	1,000万円以上 3,000万円未満	
C	300万円以上 1,000万円未満	6者以上
D	300万円未満	5者以上

舗 装 工 事		
等級の格付	設 計 額	参加者数
A	3,000万円以上	7者以上
B	1,000万円以上 3,000万円未満	
C	300万円以上 1,000万円未満	6者以上
D	300万円未満	5者以上

別表第2（第3条関係）

津島市の工事請負契約に係る指名基準の運用基準

項 目	指 名 基 準 の 留 意 事 項
1 不誠実な行為の有無	<p>以下の事項に該当する場合は、指名しないこと。</p> <p>(1) 津島市指名停止取扱要領に基づく指名停止期間中であること。</p> <p>(2) 津島市発注工事に係る請負契約に関し、次に掲げる事項に該当し、当該状態が継続していることから請負者として不適當であると認められること。</p> <p>① 工事請負契約書に基づく工事関係者に関する措置請求に請負者が従わないこと等請負契約の履行が不誠実であること。</p> <p>② 一括下請、下請代金の支払遅延、特定資材等の購入強制等について、関係行政機関等からの情報により請負者の下請契約関係が不適切であることが明確であること。</p> <p>(3) 警察当局から津島市長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、公共工事からの排除要請があり、当該状態が継続している場合など明らかに請負者として不適當であると認められること。</p>
2 経営状況	<p>会社更正法に基づく会社更生手続き開始の申立てがなされ、一般競争（指名競争）参加資格の再審査に係る認定を受けていない場合又は手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が極めて不安定である場合は指名しないこと。</p> <p>なお、単に赤字決算であることのみをもって、直ちに指名から排除しないこと。</p>
3 工事成績	<p>(1) 工事成績の平均が過去2年連続して60点未満である場合は指名しないこと。</p> <p>(2) 工事成績等が優良であるかどうかを総合的に勘案すること。</p> <p>(3) 工事成績の平均が過去2年連続して80点以上であること、表彰状又は、感謝状を受けていること等工事の成績が特に優良である場合は十分尊重すること。</p>
4 当該工事に対する地理的条件	<p>本店、支店又は営業所の所在地及び当該地域での工事实績等からみて、当該地域における工事の施工特性に精通し、工種及び工事規模等に応じて当該工事を確実かつ円滑に実施できる体制が確保できるかどうかを総合的に勘案すること。</p>
5 手持工事の状況	<p>当該地域における工事の手持ち状況からみて当該工事を施工する能力があるかどうかを総合的に勘案すること。</p>

<p>6 当該工事施工についての技術的適性</p>	<p>以下の事項に該当するかどうかを総合的に勘案すること。</p> <p>(1) 当該工事と同種工事について相当の施工実績があること。</p> <p>(2) 当該工事の施工に必要な施工管理、品質管理等の技術的水準と同程度と認められる技術的水準の工事の施工実績があること。</p> <p>(3) 地形、地質等自然的条件、周辺環境条件等当該工事の作業条件と同等と認められる条件下での施工実績があること。</p> <p>(4) 発注予定工事種別に応じ、当該工事を施工するに足りる有資格技術職員が確保できると認められること。</p>
<p>7 安全管理の状況</p>	<p>(1) 指名停止取扱要領に基づく指名停止期間中である場合は指名しないこと。</p> <p>(2) 津島市発注工事について、安全管理の改善に関し労働基準監督署からの指導があり、これに対する改善を行わない状態が継続している場合であって明らかに請負者として不相当であると認められるときは指名しないこと。</p> <p>(3) 安全管理の状況が優良であるかどうかを総合的に勘案すること。</p> <p>(4) 津島市発注工事について過去2年間に死亡者の発生及び休業8日以上を負傷者の発生がないこと等安全管理成績が特に優良である場合は十分尊重すること。</p>
<p>8 労働福祉の状況</p>	<p>(1) 賃金不払状態が継続している場合であって明らかに請負者として不相当であると認められるときは指名しないこと。</p> <p>(2) 津島市発注工事について建設業退職金共済組合又は中小企業退職金共済事業団と退職金共済契約を締結せず、又は証紙購入若しくは張付が不十分かどうかを総合的に勘案すること。</p> <p>(3) 建設労働者の雇用・労働条件の改善に取り組み表彰状を受けていること等労働福祉の状況が特に優良である場合は十分尊重すること。</p>